

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください（登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください）

公的年金を受給されている方へ

【問合せ】青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

年金所得者について、次の①②ともに該当する場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、医療費控除などによる還付を受ける場合は、所得税の確定申告をすることもできます。詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。



- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - ②公的年金等に係る雑所得以外の合計所得が20万円以下
- ※確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けるとき、および公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

①申告と納付の期限

〈所得税および復興特別税〉3月15日(金)まで（還付申告は2月15日(金)以前でも申告できます。）

〈贈与税〉3月15日(金)まで

〈個人事業者の消費税および地方消費税〉4月1日(月)まで

②駐車場について

2月1日(金)から3月15日(金)までの間は、青梅税務署の駐車場は身体障害者用車両を除き利用できません。

この期間中は、河辺駅北口の「河辺とうきゅう」の駐車場が公共交通機関をご利用ください。

③国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーについて

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色決算申告書などを作成できます。作成した申告書等は印刷して書面により提出できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することもできます。

また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）またはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570・01・5901）へ確認してください。

④昨年e-Taxを利用した方や市の相談会場を利用した方へ

昨年e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した方や、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトして書面で提出した方には、平成30年分の確定申告書等の用紙が送付されません。平成30年分の確



定申告も引き続きe-Taxを利用してください。

また、税理士会による無料相談会場や市の相談会場に申告書を提出した方も確定申告書等の用紙は送付されませんので、ご注意ください。

⑤社会保障・番号制度の導入について

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりました。申告者本人の個人番号以外に、同一生計配偶者や扶養親族等についてもマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

なお、e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）内の「社会保障・税番号制度（マイナンバー）について」をご覧ください。

⑥医療費控除における添付書類について

医療費控除を申告する場合には「医療費の明細書」、セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。領収書の提出は不要となりますが、ご自身が5年間保管する必要があります。また、市または税務署から求められた時には提示または提出しなければなりません。

なお、各健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」により明細書の記入を省略できることがあります。ご不明な場合は各保険者等にご確認ください。

⑦「にせ税理士」および「にせ税理士法人」にご注意ください

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

【問合せ】〈①～⑥〉青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

〈⑦〉東京税理士会青梅支部 ☎ 0428・23・2331

2月の無料相談 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	6日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	12日(火)			
税務相談	28日(木)			
法律相談	2日(土)・13日(水)・20日(水)・27日(水)			
交通事故相談	21日(木)	午後1時30分～4時		予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	15日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。子ども家庭支援課 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。※要事前予約 教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	消費者相談室(もくせい会館)	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	14日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【その他の相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談（☎552・5027社会福祉協議会）

福生市文化財消防演習を行います

▼「育てよう 歴史を守る 防火の心」1月26日は文化財防火デーです

市では、文化財を火災から守るため、消防署と消防団が連携しての文化財消防演習を毎年実施しています。今年も今年度は、福生院（熊川716）で実施します。

【日時】1月26日(土)午前9時30分～※小雨決行

■文化財防火デーとは

昭和24年1月26日早朝、奈良県の法隆寺金堂から出火した火災にちなみ、昭和30年に定められたもので、今年で65回目を迎えます。日本の文化財建造物や美術工芸品の大多数は、木や紙などの可燃物で造られており、常に火災による焼損の危険にさらされています。

文化財防火デーを中心に、消防用設備や防災設備等の点検・整備、防火防止対策の充実、防災訓練を実施するなどして、重要な財産である文化財を火災から守りましょう。

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638、福生消防署予防課 ☎ 552・0119

交通安全推進委員を募集しています

福生市交通安全推進委員会では現在、推進委員（指導部会）を募集しています。当委員会は、福生交通安全1691

全協会福生支部に所属している方が属する指導部会と、町会・自治会から推薦された方が属する推進部会で構成され、福生警察署の指導のもと、福生交通安全協会と連携・協力し、交通安全の啓発を行っています。交通安全運動期間中は、交通安全に取り組みなど、市の交通安全を支えている市民の団体です。

指導部会の委員は随時募集しています。推進委員会の活動等に興味をお持ちの方はお気軽に安全安心まちづくり課地域安全係へご連絡ください。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

【安全安心まちづくり市民ひろば】 次回の開催は 犯罪のないまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換をしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】1月25日(金)午後6時30分～7時30分 【場所】市役所第一棟2階会議室 【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691